在外選挙 出国時登録申請 始まる！

海外転勤や留学をされる皆様へ

渡航前の申請をお忘れなく！

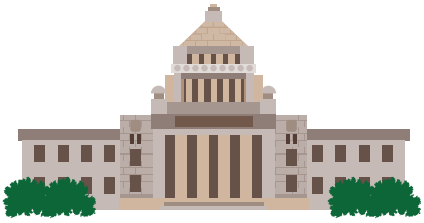

海外で国政選挙に投票するための申請が国内でできます。

※これまでは在外公館での申請に限られていました。

国外転出する際に、市区町村の窓口で申請しましょう。

STEP 1 国外への転出届を出す際に、在外選挙人名簿への登録を申請する!

国内
（市区町村 選挙管理委員会）

〈申請の際に必要なもの〉

【本人の申請】

- 本人確認書類（旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など）

【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- 申請者の本人確認書類
- 申請者の申出書
- 申請に来ている方の本人確認書類

在外公館での申請も引き続き受け付けています!

※在外選挙人名簿への登録を申請できるのは、国内の最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。
※申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。
※申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。

STEP 2 外国に居住後、在留届を提出する!

出国

在留届を提出

- 在留届で国外の住所を確認して名簿に登録しますので、忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館やインターネットで提出できます。

STEP 3 在外選挙人名簿へ登録完了!「在外選挙人証」が発行される!

在外公館

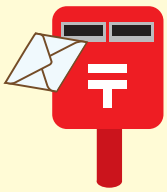

- 国外の住所が確認されると、名簿に登録されます。
- 名簿に登録されると、「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受け取ることになります。

STEP 4 在外選挙人証を持って投票する!

- 投票の際は、在外選挙人証が必要です。
- 国政選挙の際は、外国で、在外公館での投票、又は郵便での投票ができます（一時帰国している場合は、国内でも投票できます。）。

※在外公館で投票する場合は、在外選挙人証と身分証明証（旅券など）を持参してください。
※郵便で投票する場合は、投票用紙等の請求を行う際に同封してください。
※国内で投票する際も、在外選挙人証を持参してください。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications